

地域特有の景観や、歴史的・文化的背景を有する景観を「景観遺産」として登録するものです。



左：織物産業を象徴するノコギリ屋根（西脇市）

右：“和牛の聖地”～純血種「但馬牛」のルーツ～（香美町）

活用や情報発信を通じて、ふるさと意識の啓発ひいては地域の活性化に繋がります。

## 👉 支援について （景観形成支援事業）

- 1 建物の維持・保全・活用に関する個別相談
- 2 建物の活用方法における研修会への講師派遣
- 3 住民団体等の景観形成推進活動への補助  
(補助率3/4,上限15万円)
  - (1) 研修・広報等に要する費用
  - (2) 集会・会議等の開催に要する費用

## 👉 届出等について

増改築、外観の変更や除却の場合に届出が必要となります。  
必要に応じて県より指導・助言を行います。

お問い合わせ

制度に関すること：兵庫県まちづくり部都市政策課 景観まちづくり班 078-362-9299

支援に関すること：（公財）兵庫県まちづくり技術センター 078-367-1263

## 👉 登録の流れ

建物調査→景観審議会の審議→所有者の同意→登録

## 👉 その他

「景観遺産」登録制度は県条例「景観の形成等に関する条例」にもとづいて指定されます。

### (参考) 景観の形成等に関する条例 (抜粋)

#### 第3章の5 景観遺産

(登録)

第21条の22 知事は、地域の景観の形成に寄与する建造物若しくは建造物群、樹木若しくは樹木の集団（以下「建造物等」という。）（第21条の10第1項の規定による指定を受けたもの及び同項各号に掲げるものを除く。）又は優れた景観を有する土地の区域（第8条第1項又は第15条第1項の規定による指定を受けたものを除く。）を、景観遺産として登録することができる。

2～6 略

(行為の届出)

第21条の23 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為については、この限りでない。

(1) 景観遺産が建造物又は建造物群である場合 当該建造物又は建造物群の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却

(2) 景観遺産が樹木又は樹木の集団である場合 当該樹木又は樹木の集団の移植又は伐採

(3) 景観遺産が土地の区域である場合 次に掲げる行為

ア 当該区域の景観の形成に重要な土地の形質の変更

イ 当該区域の景観の形成に重要な建造物又は建造物群の改築、増築、移転、修繕、模様替え、色彩若しくは意匠の変更又は除却

ウ 当該区域の景観の形成に重要な樹木又は樹木の集団の移植又は伐採

(指導又は助言)

第21条の24 知事は、前条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為によりその優れた景観が著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。